



令和5年度 島根大学障がい学生支援室年報

第8号

Student Accessibility Office
in SHIMANE UNIVERSITY

本誌では、「障害」という表記については、「障害」が人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがな表記にすることを原則とし、法令の名称やこれらに規定されている用語については、従来どおり漢字表記としている。

発刊のご挨拶

島根大学教育・学生支援本部

障がい学生支援室長 松 崎 貴

本学の「障がい学生支援室」は、平成25年4月に設置された教育・学生支援機構学生支援センター「個別支援部門」を母体とし、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い再編されたもので、障がいや様々な困難を抱えた学生さんに対して入学前から修学、進路決定に至る各種支援を行ってきました。

まず専任教員が丁寧に聞き取りを行ったうえで、各学部・研究科の教員や関係部署の職員、とくに保健管理センター関係者と情報を共有して、障がい種別に応じた個別支援を実施してきました。なかには重度障がいのため電動車椅子や酸素吸入装置を利用する学生さんの受け入れにあたり、構内移動のためのエレベーター設置や障がい者用トイレの改修等を大学に要請して施工してもらったこともあります。また、ノートテイクを担える学生さんの養成や、教員等の発言を文字化できるUDトークの導入等により、聴覚障がいのある学生さんへの配慮も行ってきました。

さらに、専任教員が担当する「ボランティアと障がい者支援」「障がい者支援の実際」を優秀な成績で修得し、実践的な支援活動等に参加した学生さんには、学内資格「島根大学障がい者支援技能士」を授与しています。こうした活動は、適切な知識とスキルを持った学生さんが、困難を抱えた学生さんを同胞として支えるピア活動などを通して、インクルーシブな社会の醸成や発展にも寄与するものと考えています。

当支援室には、配慮を必要とする学生さんが集まって談笑したり休憩したりするスペースがあり、室の専任教員や職員、コーディネーターのサポートを受けながら、各自のやり方で修学目的を達成するための努力を重ねています。なかには中四国学生囲碁連盟の代表幹事をつとめ、中四国代表として全国大会に出場したり、自ら島大杯を企画・開催して新聞で紹介されたりした学生さんもあるなど、多様で多才な学生さんたちが安心して協力し合いながら大学生活を過ごしています。

現在、国内の高等教育機関では障がいをもつ学生さんの比率が増加の一途をたどっており、本学でも同じ傾向がみられますことから、当支援室の組織体制の拡充や関係各所とのより一層の連携強化をはかる必要があります。この年報は、島根大学における障がい学生支援の現状と課題を率直に皆様にお伝えすることで、深いご理解を賜り、今後の活動に向けてご支援を賜りたいとの思いを込めて作成いたしました。島根大学のリソースは決して潤沢ではありませんが、スタッフ一同、様々なお立場の皆さまのお力を借りて、ユニバーサルデザインの考えのもと、障がいのある学生だけではなくすべての学生にとって学びやすいwell beingな環境を作りあげたいと思い、日々努力を重ねております。どうぞご高覧いただき、ご意見をいただければ幸いです。

令和6年12月

目次

序文

1. 島根大学における障がい学生支援の概要	1
(1) 基本方針	1
(2) 障がい学生支援室の設置経緯	2
(3) 構成	2
2. 支援体制等	3
(1) 支援体制	3
(2) 支援処理フロー	4
3. 障がいのある学生の在籍状況	5
(1) 令和5年度障がい別在籍状況	5
(2) 障がい学生の在籍者数の推移	6
(3) 障がい別支援内容	7
(4) 重度障がい学生の受入れ	8
4. 障がい学生支援室の活動状況	9
(1) 活動内容	9
(2) 現状と課題	11
(3) ランチミーティングの開催	12
5. 支援・相談の流れと相談実績	13
(1) 支援・相談の流れ	13
(2) 修学相談	14
(3) 入試相談	14
6. 学生サポーターの養成と活動	15
(1) 概要	15
(2) 養成	15
(3) 学生サポーターの活動状況（令和5年度）.....	15
7. 教育活動	16
(1) 授業科目「ボランティアと障がい者支援」の開講	16
(2) 授業科目「障がい者支援の実践」の開講	16
8. 進路・就職支援	17
(1) 個別面談や大学教育センター（キャリア担当）等を通じた就職支援	17
(2) 令和5年度卒業生・修了生の進路状況	18
9. 学内資格の授与「島根大学障がい者支援技能士」	19
(1) 目的	19
(2) 資格付与基準	19
(3) 認定証の授与者数	19
10. 理解促進・啓発活動	20
(1) 学生生活案内への掲載	20
(2) SD・FD研修会等の実施	20
11. 広報活動等	23
(1) 情報公開	23
(2) 相談機会の提供	23

12. 他機関等との連携	24
(1) 就職支援機関との連携	24
(2) 島根県・松江市社会福祉協議会との連携	24
(3) 島根県教育委員会、高等学校及び特別支援学校との連携	25
(4) UE-Net (Universal Design Education) への参画	26
13. 令和5年度主な活動歴	27
14. 支援機器等一覧	28
15. ユニバーサルデザイン	29
(1) エレベーターの設置	29
(2) バリアフリーマップ	31

参考資料

【規則関係】

1. 基本方針・規則等	34
2. 別紙様式1 島根大学入試受験相談書【学部入試用】	35
3. 別紙様式2 島根大学入試受験相談書【大学院入試用】	36
4. 別紙様式2 島根大学入試受験相談書【編入学入試用】	37
5. 別紙様式3 修学支援申請書	38
6. 別紙様式4 島根大学入試受験相談回答書	40
7. 別紙様式5 修学支援決定通知書	41

【配慮依頼等文書：例文】

8. 所属学部長等あて	42
9. 授業担当教員あて	43

1.

島根大学における障がい学生支援の概要

(1) 基本方針

島根大学では、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、その能力と特性を持つ障がいのある学生（以下「障がいのある学生」という。）を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うこととし、基本方針（平成28年6月22日制定）（参考資料34頁参照）を定めた。

①機会の確保

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保する。また、障がいのある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

②情報公開

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

③決定過程

障がいのある学生または家族等からの要望に基づき、障がい学生支援室と関係部局が連携して必要な支援内容を検討し、障がいのある学生と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

④教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

⑤支援体制

障がい学生支援室が関係部局と連携しながら全学的な支援体制のもとに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

⑥環境整備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。

⑦実施体制

学生の修学に関わるすべての組織は、障がい学生支援室をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施する。

(2) 障がい学生支援室の設置経緯

島根大学における障がいのある学生に対する支援は、「障がい学生の修学支援に関する要項（平成22年9月15日学長決裁）により全学的な体制が整備された。具体的支援の検討は、「コアグループ会議」において実施した。

平成25年4月1日、島根大学教育・学生支援機構の設立に伴い、学生支援センターが設置された。この学生支援センターには、学生生活活動支援部門、学生生活支援部門及び個別支援部門が置かれ、障がいのある学生への修学支援は、個別支援部門が担当することとなった。同部門長として平成25年7月に、専任教員が配置され、障がいのある学生の修学支援体制が整備された。

平成28年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行により、国公立大学等では障がい者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が法的義務となり、組織的強化が必要となった。このため、教育・学生支援機構学生支援センターの個別支援部門が廃止され、教育・学生支援機構に「障がい学生支援室」が設置された。



(3) 構成

室長	境 英俊（兼任 教育学部教授）
教授（専任）	山中 智央
コーディネーター（兼任）	寺脇 英司
教授（兼任・医師）	河野 美江
カウンセラー（兼任）	猪口 かおり
スタッフ（介護福祉士）	谷本 五美
スタッフ	内藤 久美子
スタッフ	山口 智美

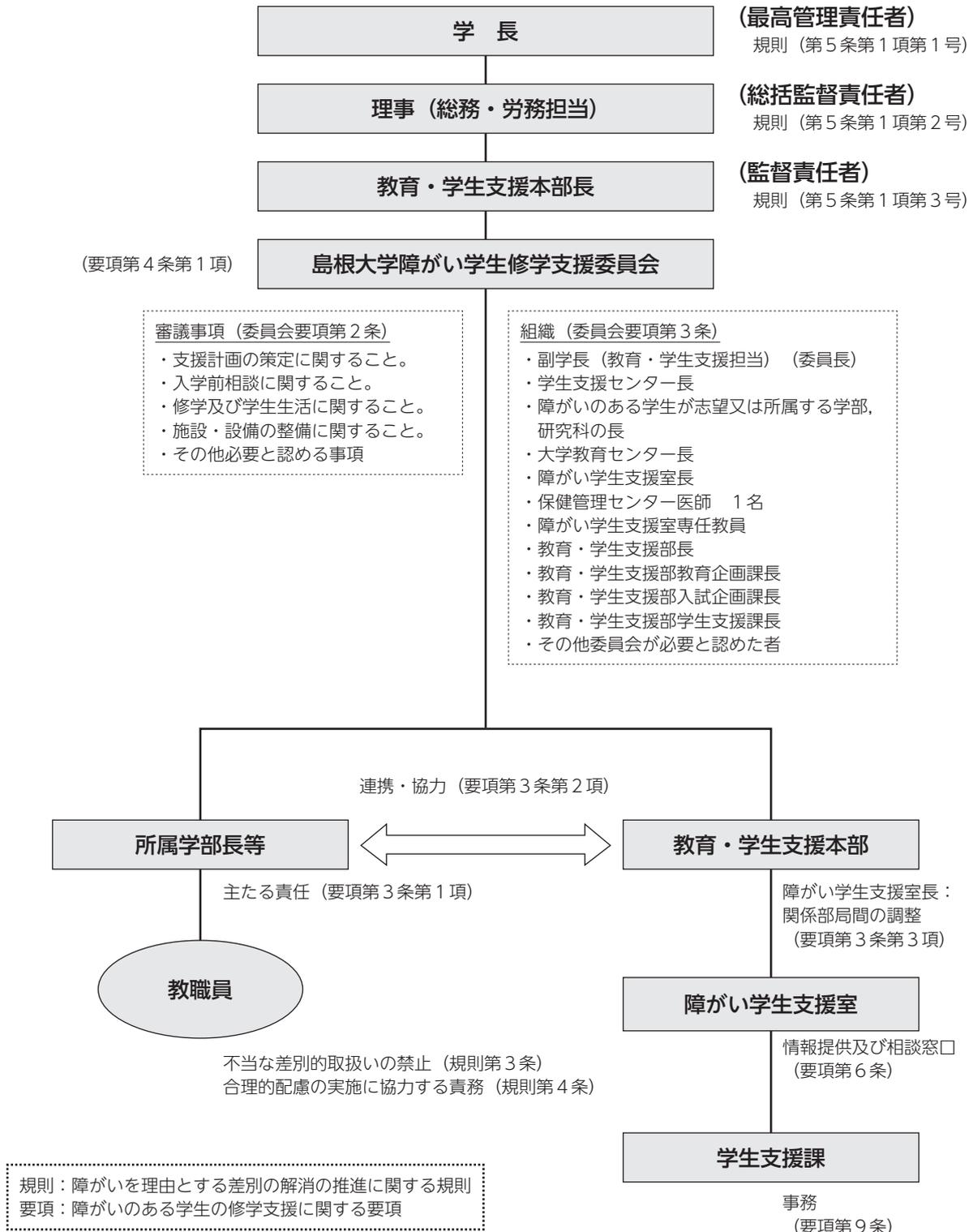
（令和5年4月1日現在）

2.

支援体制等

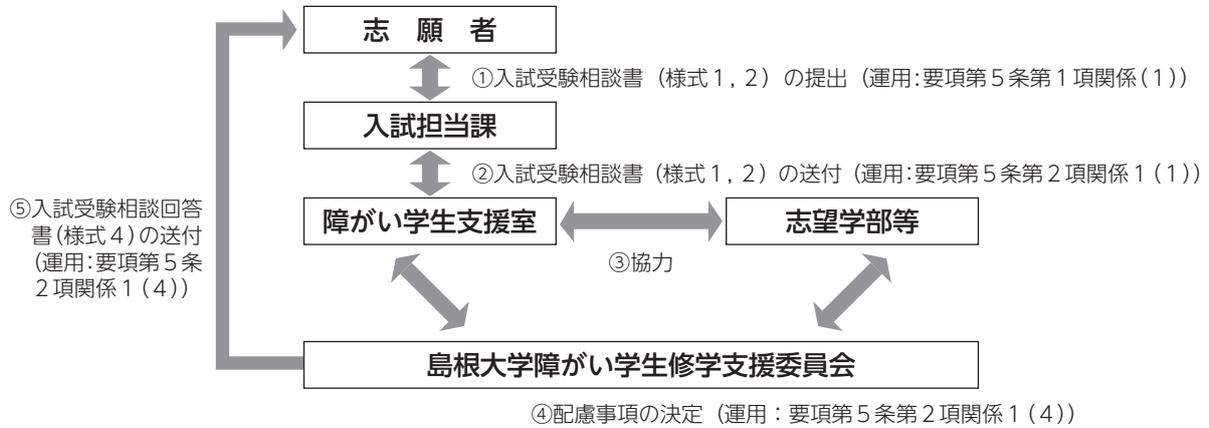
(1) 支援体制

島根大学における障がいのある学生への支援体制

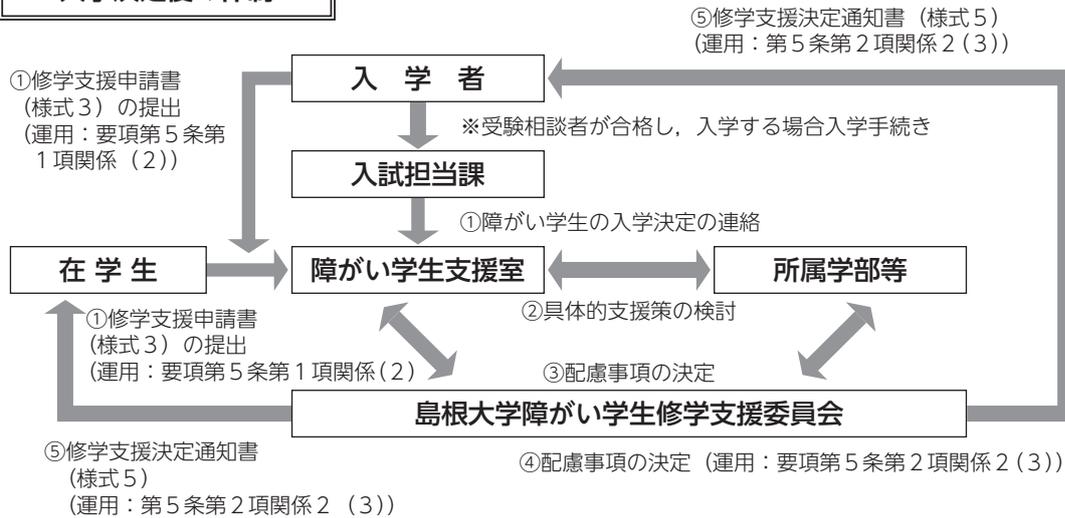


(2) 支援処理フロー

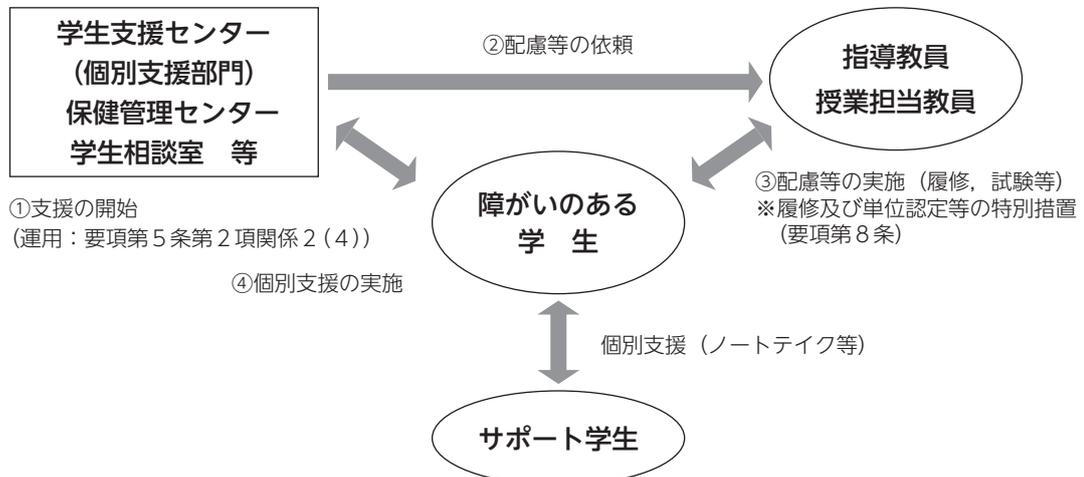
入試相談に対する体制



入学決定後の体制



支援の実施



3.

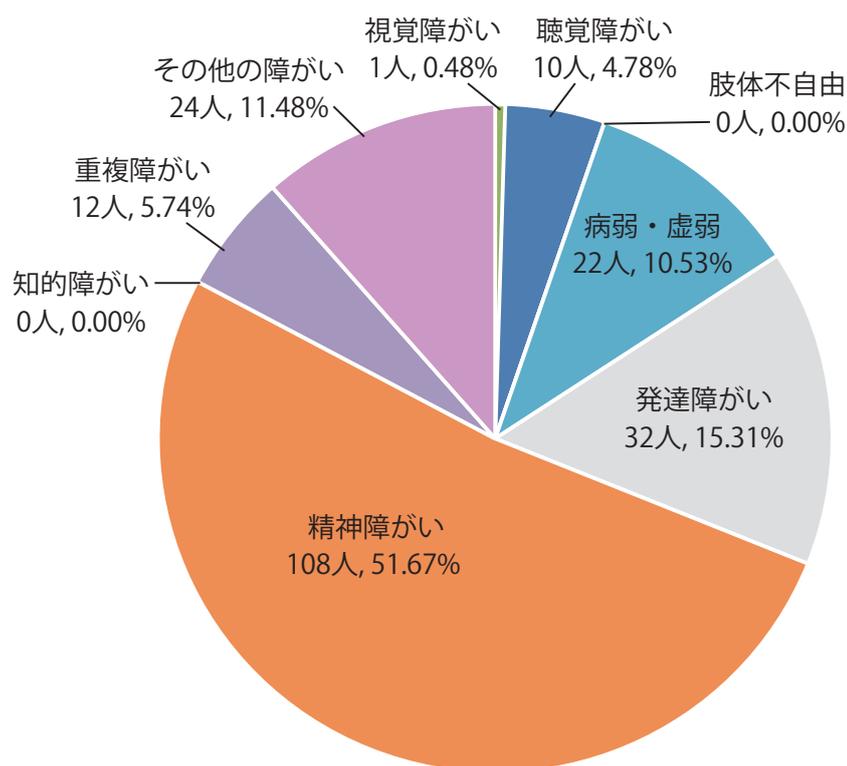
障がいのある学生の在籍状況

障がいのある学生の在籍状況は、日本学生支援機構による「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の報告資料をもとに作成してきたが、この調査は、毎年5月1日現在で実施されており、各年度末でのデータではない。

本稿では、平成29年度までは各年5月1日現在の数値とし、平成30年3月末現在の数値も参考として記載し、平成30年度以降は3月末時点の数値を記載している。

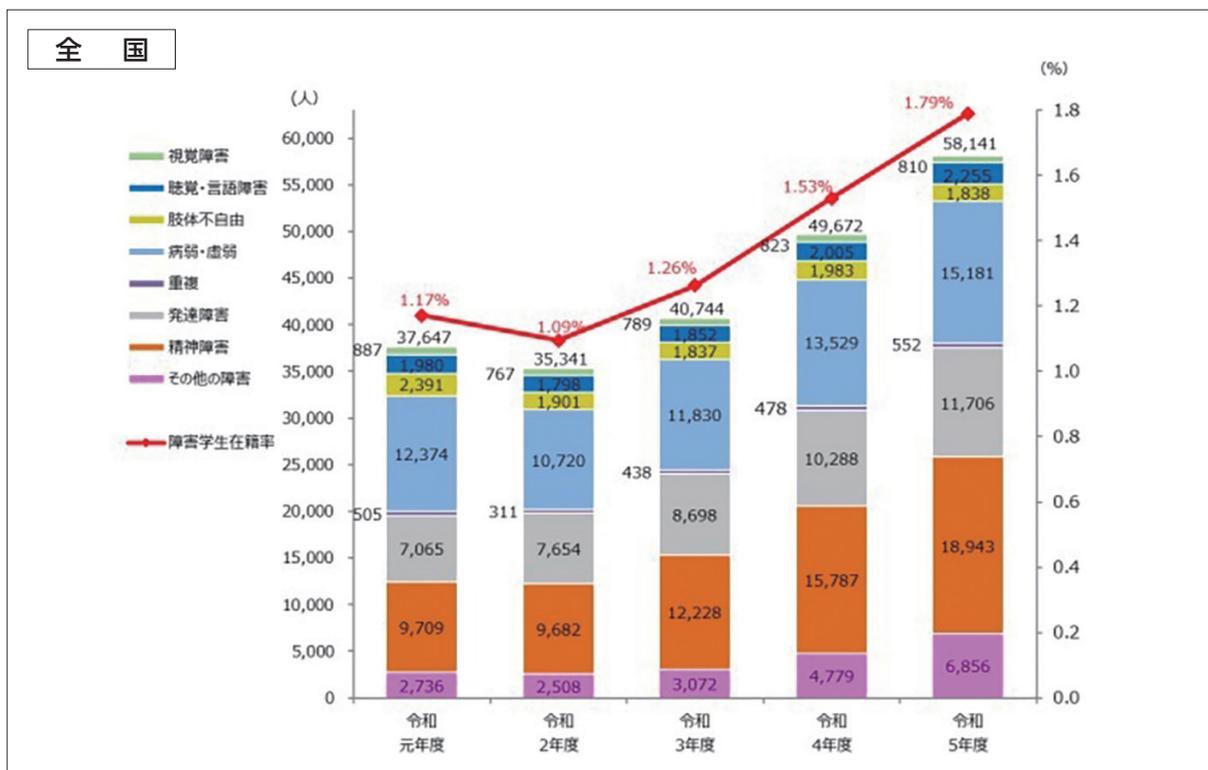
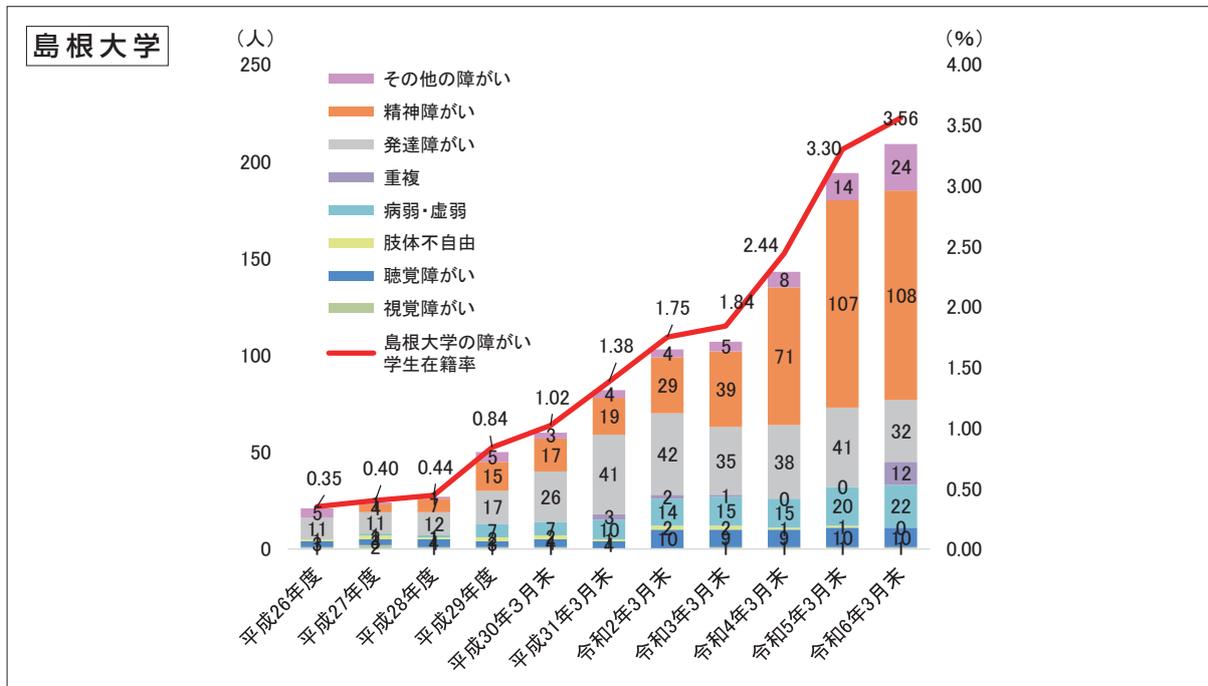
(1) 令和5年度障がい別在籍状況（令和6年3月末現在）

令和6年3月末現在の障がい別の在籍者は、以下のとおりである。障がいのある学生の総数は209名であり、発達障がいと精神障がい全体で全体の67%を占めており多数ではあるが、発達障がいは減少傾向にあり、精神障がいが増加してきている。



(2) 障がい学生の在籍者数の推移 (上段-島根大学の推移 下段-全国の推移)

平成26年度から令和5年度までの障がい別在籍者数の推移は、以下のとおりである。平成26年度から令和5年度までの全国と島根大学の障がい学生在籍率を比較すると、全国では0.44%から1.79%に増加しており、島根大学の増加率はさらにそれを上回り0.35%から3.56%に増加している。



※1 障がい学生在籍率=障がいのある学生数÷学生数×100(%)

※2 精神障がいは、平成27年度よりカテゴリーとして独立したもので、平成26年度までは「その他」に含む。

参考文献：国内の高等教育機関における障がい学生支援の推移 (日本学生支援機構)

(4) 重度障がい学生の受入れ

平成29年度より重度障がいの学生3名を初めて受け入れた。本学では、これまで重度障がい学生を受け入れた経験がなく、大学見学の実施や、本人・保護者・在籍高等学校等・当該学部関係者・支援室との事前協議などの事前準備を実施するとともに、合格決定後は、始業前の準備や、始業後も様々な支援を行ってきた。その結果、3人とも令和2年度に無事卒業することができた。また、令和4年度より、新たに1名の入学があり、同様の対応を行っている。

①入学前・入学時（初年度）の準備

- <施設・物品関連>
 - ・学生専用休憩室の確保
 - ・休憩室の整備
 - ベッド、マット、電話、無線LAN
 - ・講義室への障がい者用机・椅子の補充
 - ・障がい者用トイレの改修（2か所：各個別対応済み）
- <ソフト面>
 - ・緊急時の対応訓練や指定救急病院の指定
 - ・本人・保護者、受入学部教員等との打合せ会の開催
 - ・外部委託による介護員の配置

②入学後の修学支援

- <施設・物品関連>
 - ・バリアフリー化工事（構内歩道の段差解消、構内移動のためのエレベーター設置、障がい者用トイレの再改修等）
- <ソフト面>
 - ・介護員（大学職員）の配置（外部委託と本学介護福祉士の併用）
 - ・学生、保護者と大学（支援室・学部教員・事務関係職員等）との定期レビュー
 - ・関係自治体との連携による重度訪問介護利用者大学修学支援事業の利用

学生専用休憩室



4.

障がい学生支援室の活動状況

障がい学生支援室では、障がいのある学生や修学等に支援を要する学生に対して、次のような支援活動を行っている。

(1) 活動内容

①学生相談

教育相談の専任教員による面談、窓口による日常支援業務、メール相談、電話相談、保護者相談等

②指導担当教員・授業担当教員との連携

教育相談の専任教員による相談、具体的支援依頼、関係教員とのケース会の開催等

③修学支援申請に係る手続き業務

支援の申請を受け、関係学部関係者との打ち合わせ会を招集するとともに、支援原案の作成

④修学支援の実施に関する事前協議の開催

障がい学生修学支援委員会委員、関係学部教職員、指導担当教員等と日程調整を行い、関係者による会議を開催し、修学支援の内容を決定する。

⑤修学支援委員会による支援開始の決定

事前協議により完成した原案により、障がい学生修学支援委員会の承認を得る。その後、本人に対し支援決定通知書を発行する。

⑥修学支援ファイル（個人記録）の作成・更新

修学支援の開始を受け、その後の一連の支援活動を個別ファイルに記録するとともに、随時更新している。

⑦授業等に関する具体的支援方法等の立案と関係教員への支援依頼の送付

修学支援が決定し、授業配慮や支援配慮等を希望する学生に対し、具体的支援案を示し承諾を得た後、関係学部と連携し、授業配慮依頼文を作成、授業担当教員等に配付する。以後、各学期ごと、履修科目に対し依頼文を通知する。

なお、支援の開始時や、学期開始時のタイムロス（履修登録完成 → 決裁 → 通知）を防ぐため、配慮の事前依頼文書（仮：室長決裁）を作成し、配付している。

⑧定期試験等における担当教員への配慮依頼

支援学生と協議のうえ、試験上の配慮が必要な場合、各授業担当と協議し、具体的配慮方法を決定した後、依頼文を配付している。

⑨各学部の修学支援担当者や、指導担当教員、学内機関との連携支援のための事務的連絡調整

各学部の修学関係者とは、支援原案の作成や、支援状況等の報告等のため協議を行っている。

また、各学部等の授業における実際の支援について、その補助（サポーターの派遣・機器の準備等）や相談に応じている。

⑩外部機関と連携した進路相談・指導（詳細は24頁参照）

⑪ 学生サポーターの育成（詳細は15頁参照）

⑫ 学内資格「島根大学障がい者支援技能士」の養成（詳細は19頁参照）

⑬ 学内SD・FD研修会への講師派遣（詳細は20頁参照）

⑭ 県内関連機関の委員、研修会講師等への専門家の派遣

障がい者の就労関連機関の主催する委員会等への委員の派遣、県教育委員会関係や県社会福祉協議会等が開催する各種研修会や講習会等へ専任教員等の専門家を派遣している。

⑮入試受験相談に対する回答原案づくりと打ち合わせ会の開催

本学の入試において、支援配慮に関する事前相談に対応し、原案の作成や打ち合わせ会議の調整、支援決定通知の発送等の業務を行っている。

⑯学校見学、体験入学、オープンキャンパス等における障がいのある生徒の受入対応

障がいのある生徒の学校見学や体験入学に対応し、支援計画の作成、参加者（校）との調整、実際の支援等にあたっている。

また、オープンキャンパスにおいても同様の業務と、相談窓口の設置などを行っている。

⑰障がい学生支援に関連する学内規則等の整備や理解・啓発業務

障がい学生の支援に関する制度の構築、学内規則・要項等の作成を行っている。平成28年度には、障害者差別解消法の施行を受け、大学としての基本方針を新たに示すとともに、学内規則・留意事項を定め、円滑な移行に努めている。

⑱交流活動（ランチミーティング）（詳細は12頁参照）

⑲障がい学生支援室の利用

障がい学生支援室は、障がいのある学生や学生サポーター等の打ち合わせや休憩室に使用されたり、福祉系サークルの打合せ室、各種講習会の会場、学校見学等の会場等多目的に使用されている。

(2) 現状と課題

- ・令和元年度より、聴覚障がい学生の支援の1つとしてUDトークを使用している。学部教員や授業担当教員等の協力も得て、新出単語の事前登録や文字情報保障と併用することで効果を上げている。
- ・学生サポーターの養成は順調であり、平成29年度より規定を設けて「島根大学障がい者支援技能士」の学内資格を発行することになった。情報保障等の具体的サポートを必要とする対象学生がまだ少なく、まだ学内での活動実績は横ばいであるが、卒業後の進路先での活躍が期待される。
- ・平成28年度から、島根大学障がい学生支援室年報を発行している。(各翌年発行)
- ・依然として発達障がいに起因する2次障がいや、精神障がいのため、授業に参加しづらい学生が増加しており、その対応に苦慮している。新型コロナウイルス感染症の終息による遠隔授業の終了の影響も大きい。
- ・授業に参加できない学生に対しての有効なシステム（制度）の構築が急がれる。
- ・専任教員1名で対応しており、個別面談や支援、他機関等との調整などが飽和状態となっており、人的整備が急がれる。
- ・同様に事務体制の改善も必要となっている。

(3) ランチミーティングの開催

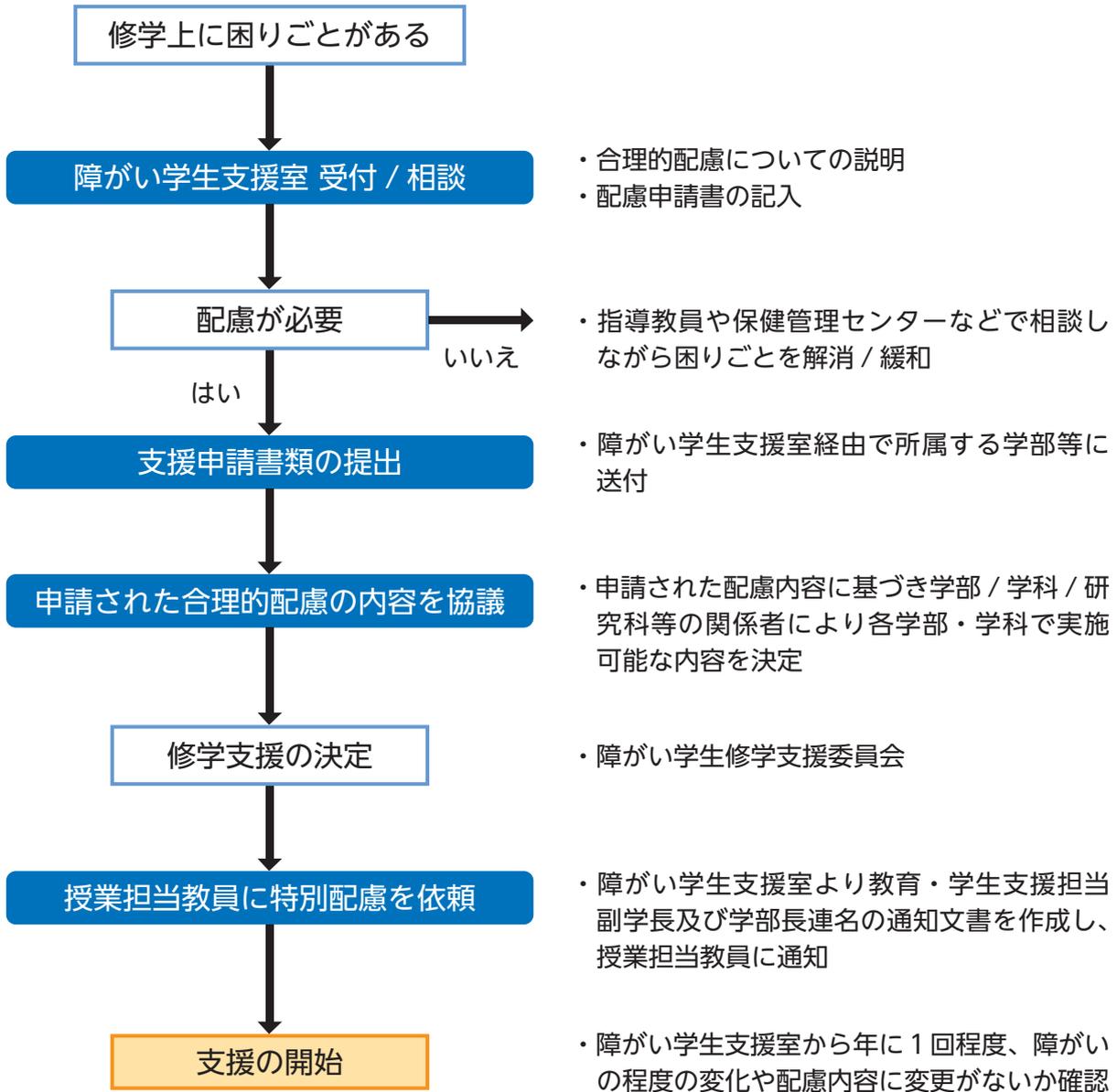
障がいのある学生がサポーター・教職員と一緒に、昼食を共にすることでコミュニケーションを図るために企画・実施されている。

開催年度	開催回数	参加者数	備考
平成28年度	7回	障がい学生 37名 (その他の学生を含む) 教職員 8名 サポーター等 22名	
平成29年度	7回	障がい学生 16名 教職員 12名 サポーター等 10名 卒業生 1名	
平成30年度	6回	障がい学生 25名 教職員 13名 サポーター 4名 養護学校教員 2名 養護学校生徒 3名	
令和元年度	6回	障がい学生 33名 教職員 16名 サポーター 13名 その他学生 10名	
令和2年度～	0回	障がい学生 0名 教職員 0名 その他学生 0名	新型コロナウイルス感染症感染防止の理由により以降は休止中

5. 支援・相談の流れと相談実績

(1) 支援・相談の流れ

障がいのある学生及び何らかの課題を有する学生、その保護者等からの相談については、次のような流れで対応している。(入学前からの相談体制は、4頁参照)



(2) 修学相談

学生・保護者との個別相談の実績

平成28年4月1日、障がい学生支援室の設置に先駆け、平成25年7月1日から相談担当の専任教員を配置し、本学の組織的な障がい学生支援が開始され、総相談回数は令和5年度1,379回となっている。なお、平成25年度については、7月以降（専任教員着任後）のデータを記載した。

①年度別相談回数

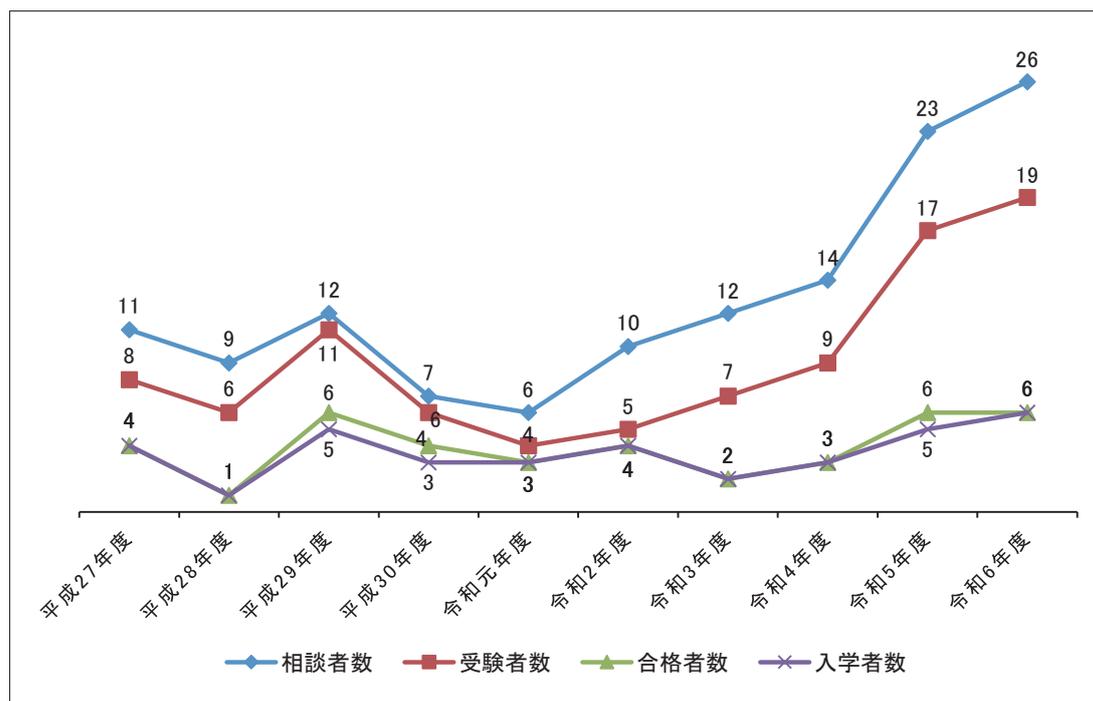
単位：回

	総相談回数	左記のうち相談別内訳			左記のうち 保護者を含む相談
		直接面談	電 話	メール	
平成25年度	136	120	9	7	7
平成26年度	552	479	56	17	40
平成27年度	833	594	184	55	109
平成28年度	1,170	641	375	154	205
平成29年度	1,414	776	481	157	168
平成30年度	1,580	854	433	293	170
令和元年度	1,761	867	406	488	204
令和2年度	1,901	270	1,212	419	164
令和3年度	2,144	333	1,248	563	176
令和4年度	1,986	370	976	640	189
令和5年度	1,379	717	399	263	115

注：平成25年度は、専任教員着任後（7月1日以降）のデータを示す。

(3) 入試相談（入試受験相談への対応）…聞き取り・各学部との協議・原案起案等

各年度入試における入試受験相談の状況は、次のとおりである。



6.

学生サポーターの養成と活動

本学では、障がいのある学生の修学上の課題をサポートするため、学生サポーターを募集・養成している。制度及び活動の概要や、養成講座の実施、講習会の内容、養成実績等は次のとおりである。

(1) 概要

障がい学生支援室では、障がいのある学生の修学を支援することを目的として、サポートを希望する学生を募集し、学生サポーターとして登録している。

サポーターの養成や、専門性の向上としては、希望者が履修できる教養育成科目（社会人力養成科目）「ボランティアと障がい者支援」、「障がい者支援の実際」の開講や、内容別の講習会等（教職員も参加可能）も企画・開催している。

サポーターの配置については、支援室が障がいのある学生の要望を受け、時間的要素や、経験、研修歴等を考慮して、サポート学生との間で調整を行い、決定している。報酬については、サポートする内容・状況により、ボランティアであったり、一部有償としたりしている。

これまでに実施されたサポート活動としては、ノート（PC）テイク、別室受験の補助、学内の移動補助、教室環境のセッティング、履修上の相談などがある。

(2) 養成

①講座の開講

平成27年度より、学生サポーターの養成も兼ね、前期講座として教養育成科目（社会人力養成科目）「ボランティアと障がい者支援（2単位）」を開講し、ボランティアに関する基礎知識や、障がい者支援における心構え、各種障がい種別の基本的支援方法（実践）などについて講習している。

この科目を習得した学生については、本人の同意を得たうえで基本的に学内の学生サポーターとして登録し、障がい学生の支援等に協力してもらっている。また、後出の講習会や、ランチミーティングなどの支援室の企画する活動等の案内も送られることになっている。

平成29年度の後期からは、さらに専門性を向上させるための上級講座として、「障がい者支援の実際」（2単位）を新規に開講した。

②登録者数

令和5年度末の、学生サポーター登録人数は、423名（令和5年度卒業生を含む。）である。

(3) 学生サポーターの活動状況（令和5年度）

支援種別	支援内容	支援対象者	活動時間
履修登録補助	ノートテイク	障がい学生	203時間9名

7.

教育活動

障がい学生支援室では、障がい（者）への理解や、配慮（支援）技術などを、広く学内での普及・向上を図るため、次のような教育活動を行っている。

（1）授業科目「ボランティアと障がい者支援」の開講

平成27年度より、前期に教養育成科目（社会人力養成）「ボランティアと障がい者支援」を開講している。

「ボランティアと障がい者支援」では、ボランティアの基礎知識や心構え、および、主たる各障がいにおける教育の現状や支援の基礎知識について、ゲストスピーカーを交えながら基礎応用の内容を中心に講義している。

また、この講義の受講修了学生については、障がい学生支援の学生サポーターとしても登録され、その後、学内の様々な場面で活躍している。

この講義の中では、各人がそれまで抱いていたボランティア観や障がい者観の変容も目的としていて、そうした内容について、学生による授業評価においても高い評価（調査全項目で平均値以上）を得ている。

受講学生数は、平成27年度18名、平成28年度19名、平成29年度35名、平成30年度38名、令和元年度38名、令和2年度は110名、令和3年度は220名、令和4年度は43名、令和5年度は71名であった。（2・3年度は遠隔授業のため受講者が増加）

（2）授業科目「障がい者支援の実際」の開講

平成29年度より、後期に（1）「ボランティアと障がい者支援」の受講修了者を主な対象として、より専門的な内容を追求する教養育成科目（社会人力養成）「障がい者支援の実際」を開講している。

「障がい者支援の実際」では、障がい者を実際に支援する際に必要な、知識・技能の基本を習得することを目標として、聴覚、視覚、肢体不自由、病弱・虚弱（精神障がいを含む）、知的障がい、発達障がいに関して学習している。

具体的内容としては、ノートテイクやガイドヘルプ（手びき）、車いす介助などの体験実習、各障がい特性と対応方法の理解、支援に臨む際の姿勢や意識などについて講義を行っている。

一定の条件をクリアして、この「障がい者支援の実際」の単位を修得した学生は、就職活動等に活用できるように、学内資格である「島根大学障がい者支援技能士」の資格が申請により付与される。（詳細は19頁参照）

受講学生数は、平成29年度18名、平成30年度17名、令和元年度15名、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染予防のため不開講、令和3年度は24名、令和4年度は17名、令和5年度は6名であった。

8. 進路・就職支援

障がいのある学生への進路・就職支援に関する対応状況は、以下のとおりである。

(1) 個別面談や大学教育センター（キャリア担当）等を通じた就職支援

修学支援を実施している障がい学生の進路・就職支援については、大きく3つのパターンに分類される。

①授業等への対応に関する修学支援は実施しているものの、就職や進路の決定に関しては、学内の大学教育センター（キャリア担当）などを利用して、自力で決定まで至ることのできるケース

(具体的対応)

個別面談を通じ、本学の大学教育センター（キャリア担当）が実施する「キャリア・就職ガイダンス」の受講をはじめとする、様々な進路就職支援や、外部の支援団体等を紹介したり、利用を促したりすることによって、自力で就職活動を行うことや、進路決定にまで至ることができる場合については、障がい学生支援室の具体的支援として個別面談を通じた、進行・状況確認と、各段階への道筋を示すだけの内容にとどめている。

②面談等を通じた、個別の進路・就職指導が必要なケース

(具体的対応)

本人の障がい特性を考慮して、必要があれば、障がい者手帳の取得を勧めたり、外部の障がい者就労支援機関を紹介したりといった支援を行っている。

また、大学教育センター（キャリア担当）と連携して、インターンシップ先の開拓・確保を行うなどの対応もしている。＜詳細については、24頁参照＞

③卒業・修了までに至るのが精一杯で、就職・進路の相談まで行う余裕がないケースや途中で退学等の方向転換を余儀なくされるケース

(具体的対応)

卒業後や退学後の就職活動に備え、地元の障害者職業センターやハローワーク、発達障害者支援センター、民間の職業斡旋会社などを紹介している。

(2) 令和5年度卒業生・修了生の進路状況

令和5年度、本学に申請登録をして、支援等を受けていた卒業生・修了生（42名）の進路状況は次のとおりである。

年 度	内 訳	人数
令和5年度	・民間企業（一般枠）	16名
	・福祉・医療関係	2名
	・公務員	1名
	・教員	4名
	・進学	7名
	・その他	1名
	・未定	9名
	・不明	2名

9.

学内資格の授与「島根大学障がい者支援技能士」

(1) 目的

障がい学生支援室では、障がいのある学生への理解・促進を図るため、授業科目の開講や学生サポーターの養成等に努めている。

また、社会においては障がい者への差別解消が進められている中で、本学において障がいのある学生の受入れをより積極的に行うためにも授業等で修得した様々な知識・技能に対して、意識の醸成及び就職支援の一助となる「島根大学障がい者支援技能士」の学内資格を付与することとした。

(2) 資格付与基準

資格の付与は、下記のすべての要件を満たした者とする。なお、この資格の名称が決定される以前にすでに取得した(1)及び(2)の要件を含むものとする。

- (1) 教養育成科目「障がい者支援の実際」(後期2単位)を履修した者で成績評価「秀」又は「優」であること。
- (2) 本学入学後において、障がい者支援に関する研修会等に参加又は支援活動を実施した者。

(3) 認定証の授与者数

年 度	養成者の人数	
	学生サポーター	島根大学障がい者支援技能士
平成28年度	53	—
29年度	81	18
30年度	106	17
令和元年度	136	15
2年度	202	—
3年度	417	24
4年度	40	16
5年度	66	2
合 計	1,101	92

※令和2年度はコロナ感染症のため不開講



【令和5年度授与式写真】

10. 理解促進・啓発活動

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が平成28年4月1日から施行され、これを受けて本学でも「国立大学法人島根大学における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大規則第83号）」を制定、施行した。

本学では、研修・啓発の一環として、e-ラーニングにより全教職員へ周知した。

（1）学生生活案内への掲載

平成28年度から、毎年入学生に配布している「学生生活案内」に「障がい学生支援室」の利用等に関する情報を掲載している。

【令和5年度記載例】

8 障がい学生支援室



障がい学生支援室とは

障がい学生支援室は、障がいのある学生の皆さんの修学や進路、学生生活などに関する悩みへの相談や支援を行っています。また、サポートスタッフ（学生その他）の研修会の開催、補償機器の貸し出しや紹介、外部支援機関との連携なども行っています。
当初の相談には、診断書や障がい者手帳等は必要ありませんので、悩みを相談できる場所が分からない方、もしかして…と思われる方、保護者の方も、気軽に訪ねてください。
支援室の交流スペースには、障がいや悩みのある学生の皆さんと、サポートスタッフ（学生その他）との交流の場も設けていますので、相談以外の方々も、お気軽にご利用ください。
また、サポートスタッフ（学生）の募集も随時行っていますので、興味のある方は障がい学生支援室まで問い合わせください。

利用案内

- 場所
学生会館松江2階
- 利用時間
平日10:00～17:00
土曜・日曜・祝日・休日（8月13日～15日・12月29日～1月3日）を除く
- 利用方法
支援室のカウンターで受け付けています。また、電話やメールでの相談や予約も受け付けています。



相談から支援決定までの流れ

スタッフによる簡単なアドバイスなどをもらったり、専任教員の面談・カウンセリングなどを受けることができます。

面談等の話し合いを通じて、必要と思われた方は、大学に支援申請を行い、大学全体としての組織的な支援も受けることができます。

■支援決定までの流れ



本人と話し合いのうえ、授業上の配慮、修学環境の配慮、試験上の配慮、社会的スキルの指導、進路相談など、必要な具体的支援がはじまります。(大学としての支援が開始)



お問い合わせはこちらへ

障がい学生支援室
●窓口 / 学生会館松江2階 ●時間 / 平日10:00～17:00
TEL.0852-32-9770 <https://www.disability.shimane-u.ac.jp/>
E-mail: ssd-shien@office.shimane-u.ac.jp



（2）SD・FD研修会等の実施

障がい学生への修学上の支援について、その必要性や、具体的対応方法、留意点などを教職員に啓発するため、次のようなSD・FD研修会等を開催もしくは開催協力し、専任教員を講師として派遣した。

なお、平成27年度までは、学生支援センター個別支援部門としての活動であり、その後、平成28年度からは障がい学生支援室が継承している。

また、研修内容としては、平成26年度は、学内の障がい学生の修学支援体制の説明が主であった

が、平成27～29年度は、障害者差別解消法の施行に向けた学内対応に関する解説を中心として実施している。なお、平成28年度からはeラーニング形式による教職員を対象とした悉皆研修へと移行している。加えて、令和元年度にはeラーニングによる教職員対象の意識調査も実施した。

年 度	開催月日	研修会等名	参加者数
平成26年度	6月18日	総合理工学部学生委員研修	8
	7月31日	医学部看護学科FD研修会	30
	9月2日	教育学生支援機構職員SD研修会	50
	9月9日		
	10月22日	法文学部FD研修会	80
平成27年度	4月8日	医学部FD研修会	40
	7月8日	総合理工学部領域会議個別ケース研修会	25
	7月15日	教育学部教育実習担当者個別ケース研修会	6
	7月24日	医学部看護学科FD研修会	28
平成28年度	6月22日	総合理工学部FD研修会	100
	10月～	教員対象研修 (e-ラーニング)	783
	10月～	職員対象研修 (e-ラーニング)	1,193
	11月30日	法文学部言語文化学科FD研修会	24
	3月7日	教育学部教務・学生支援委員会FD研修会	15
	3月28日	地域未来戦略センター SD・FD研修会	10
平成29年度	4月	人間科学部FD研修	30
	5月	// 指導担当教員等個別ケース研修会	9
	7月～	教職員対象研修 (e-ラーニング)	1,781
	//	教育学部教育実習担当教員個別ケース研修会	8
	10月	法文学部歴史と考古コースFD研修	10
平成30年度	4月20日	法文学部歴史と考古コースFD研修	10
	9月6日	全学SD・FD研修会 (講師: 信州大学高橋教授、京都大学舩越特任准教授)	49
	9月	教職員対象研修 (e-ラーニング)	1,578
	2月19日	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 総合理工学部物質化学科教員	25
	2月27日	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 教師教育研究センター (3名)	3
	3月11日	UDトークに関するFD研修 (京都大学宮谷コーディネーター) 物質化学科教員、障がい学生支援室	15
	3月20日	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 総合理工学部教授会、COC担当者	79

平成30年度	3月28日	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 COC担当者	8
令和元年度	9月～	教職員対象研修 (e-ラーニング)	2,252
	9月～	意識調査	2,248
令和2年度	9月～	教職員対象研修 (e-ラーニング)	2,499
	3月	聴覚障がい学生への対応に関するSD・FD研修 総合理工学部地球科学科教員、生物資源科学部教授会	101
令和3年度	4月14日	新入学生への対応に関するFD研修 総合理工学部地球科学科教員	16
	4月21日	新入学生への対応に関するFD研修 総合理工学部知能情報デザイン学科教員	10
	10月～	教職員対象研修 (e-ラーニング)	2,878
令和4年度	12月～	教職員対象研修 (e-ラーニング)	2,828
令和5年度	9月～	教職員対象研修 (e-ラーニング)	2,719
	1月～	生物資源科学部FD	75

11. 広報活動等

(1) 情報公開

島根大学の基本方針等や取組を積極的に公開するため、障がい学生支援室専用のホームページ (URL: <https://www.disability.shimane-u.ac.jp/>) を作成し、公開している。

国立大学法人 島根大学
障がい学生支援室
Student Accessibility Office

背景の色: 白 黒
AA 文字サイズ: AA ふりがな ON AA 読み上げ ON

Q サイト内検索 検索

HOME 障がい学生支援室について 基本方針 (規則等) 支援体制 支援内容 ユニバーサルデザイン [バリアフリーマップ] アクセス

入学を希望される方へ
在学生の方へ
教職員の方へ
サポートスタッフ募集
刊行物

独立行政法人 日本学生支援機構
JASYO Japan Student Services Organization

人とともに 地域とともに
島根大学
SHIMANE UNIVERSITY

コンセプト

島根大学障がい学生支援室では、障がいを持つ学生が他の学生と同等の教育を受けられる環境を提供することを目指し、修学上の合理的配慮を実施しています。また、当室は障がいのある学生に対するサポート窓口としての機能も担っており、障がいを持つ学生一人ひとりのニーズに応じて、各学部・研究科、保健管理センター、大学教育センターなどと連携し、障がいのある学生の教育の権利が損なわれないよう、可能な範囲で必要なサポートを提供しています。

新着情報

- 「島根大学障がい者支援技能士」認定証授与式をおこないました(2024年10月22日)
- ノートテイカー(2024年09月03日)
- 交流会《ゆりえの会》(2024年09月02日)
- 履修登録をしよう会(2024年09月02日)
- 夏季期間中閉室のお知らせ(2024年07月11日)

> 一覧を見る

(2) 相談機会の提供

入試説明会及びオープンキャンパス等において、高校の教員や高校生、保護者から入試や修学に係る不安や悩みの相談を行い、解消に努めた。

12. 他機関等との連携

障がい学生支援室では、学外のいくつかの他機関と連携し、障がいのある学生の修学支援や学生サポーターの養成、障がい者支援の理解・普及等にあたっている。その主なものは次のとおりである。

(1) 就職支援機関との連携

本学における障がい学生の就職支援・進路指導については、学内の大学教育センター（キャリア担当）の協力を得ながら、主として相談担当の専任教員が、他の修学相談・支援とあわせて行っている。

大学教育センター（キャリア担当）では、一般枠での就労に向けた個別進路相談、キャリア・職業ガイダンスの受講、インターンシップ受け入れ企業の開拓、地元受入企業の開拓などの面において、連携しながら協力を得ている。

障がい学生支援室（主として専任教員）では、障がいの診断があり、状況的に障がい者枠での就労を検討しなければならないと判断される学生については、入学後の早い段階から、本人とその保護者に対して、全国的な障がい者の就職状況の説明を行うとともに、障がい者手帳の取得についての可能性を検討してもらうようにしている。本人及び保護者は、入学後1～2年間の考慮期間をかけて判断し、必要と判断された場合には、3回生の段階で診断書の取得等の手続きをはじめめる。

障がい者手帳の申請手続きに着手した学生については、島根障害者職業センターに職業評価を依頼するとともに、その評価結果をハローワーク松江の障がい担当職業指導官と共有し、ハローワーク松江を利用した就職活動を開始する。

ハローワーク松江では、島根県近郊の求人情報を紹介するだけでなく、出身地元への就職を希望する学生については、出身地のハローワークと情報共有し、就労支援をサポートしていく。

また、障がい者手帳を取得した学生の多くは、並行して、全国的な就職情報誌等を通じた民間の障がい者就労斡旋会社にも登録し、独自の就職活動も行っている。

なお、障がい学生の多くは、こうした障がい者枠での就職活動だけでなく、一般の新規卒業枠での就職にもチャレンジしており、そうした学生は3回生時より本学の大学教育センター（キャリア担当）が主催する就職ガイダンスに登録・参加したり、学生生協や民間の専門学校が開催する公務員講座などに通ったりもしている。

そうした反面、就職活動に精力を向けることができず、単位を取得し卒業を確定させるのが精一杯の学生も多く、そのような学生には、卒業後の就職活動に備え、地元の障害者職業センターやハローワーク、発達障がい者支援センター、民間の職業斡旋会社などを紹介している。

また、卒業もしくは就職後、継続して相談を希望する学生に対しても、引き続き、後指導として、継続した相談を受け付けている。

(2) 島根県・松江市社会福祉協議会との連携

本学は、平成26年7月2日、島根県社会福祉協議会と連携協力に関する協定を締結しており、それを受け、平成27年度から開講している科目「ボランティアと障がい者支援」へもゲストスピーカー

を派遣してもらっている。

<連携実績>

・授業科目（前期）「ボランティアと障がい者支援」

平成27年度	ゲストスピーカーの派遣（県社協より）	4/23・4/30・5/7・5/14・5/21	5回
	松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）	5/30	1回
平成28年度	ゲストスピーカーの派遣（県社協より）	4/21・4/28・5/12・5/19・5/26	5回
	松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）	5/30	1回
平成29年度	ゲストスピーカーの派遣（県社協より）	4/20・4/27・5/11・5/18・5/25	5回
	松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）	5/27	1回
平成30年度	ゲストスピーカーの派遣（県社協より）	4/19・4/26・5/10・5/17・5/24	5回
	松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）	6/2	1回
令和元年度	ゲストスピーカーの派遣（県社協より）	4/25・5/9・5/16・5/23・5/30	5回
	松江市ボランティアセンターの見学・体験（市社協へ）	6/1	1回
令和2年度	新型コロナウイルス感染症感染防止のため、実施しなかった。		
令和3年度	//		
令和4年度	ゲストスピーカーの派遣（県社協より）	5/12	1回
令和5年度	ゲストスピーカーの派遣（県社協より）	4/13・4/20・4/27・5/11	4回

（3）島根県教育委員会、高等学校及び特別支援学校との連携

島根県教育委員会の承諾のもと、松江市内にある島根県立聾学校、島根県立松江清心養護学校、島根県立松江養護学校の3校から、社会福祉協議会と同様に、平成27年度に開講した科目「ボランティアと障がい者支援」へゲストスピーカーとしてコーディネーター等の経験豊富な教諭を派遣してもらっている。

また、障がい学生支援室からは、平成27年度より島根県教育委員会や県内特別支援学校の開講する様々な講習会等へ講師を派遣したり、大学見学を受け入れたりしている。さらに、島根県内の高等学校等の校内研修会へ講師を派遣したり、県内の各協議会等へ委員として教員を派遣したりしている。

<連携実績>

・授業科目（前期）「ボランティアと障がい者支援」

平成27年度	ゲストスピーカーの派遣（各校より）	6/11・6/18・6/25・7/2	4回
平成28年度	ゲストスピーカーの派遣（各校より）	6/16・6/23・6/30・7/9	4回
平成29年度	ゲストスピーカーの派遣（各校より）	6/15・6/22・6/29・7/13	4回
平成30年度	ゲストスピーカーの派遣（各校より）	6/14・6/21・7/5・7/12	4回
令和元年度	ゲストスピーカーの派遣（各校より）	6/13・6/20・7/4・7/11	4回
令和2年度	新型コロナウイルス感染症感染防止のため、実施しなかった。		
令和3年度	//		
令和4年度	//		
令和5年度	ゲストスピーカーの派遣（各校より）	6/1・6/15・6/22	3回

（4）UE-Net（Universal Design Education）への参画

広島大学「アクセシビリティセンター」を中心として中・四国（一部九州を含む）ブロックの大学等で構成されているUE-Net（Universal Design Education）に、平成28年11月より参画し、障がい学生支援に関する情報収集やリソースの共有化を図っている。

UE-Netの事業内容は次のとおりである。

- ①アクセシビリティ・リソースの共有化（ノウハウ・人材・教材・支援機器・支援技術）
- ②アクセシビリティ・リソースの開発・育成（支援技術・支援方法・教材・データ）
- ③研究事業（研究会、研究誌、学会、実証実験）
- ④人材交流の活性化
- ⑤教育アクセシビリティの標準化

13. 令和5年度主な活動歴

	活動概要	備考
4月	新入生・保護者面談*（3月より開始） 前期講義 授業配慮事前依頼文の作成 前期講義 授業配慮依頼文の送付	*入試配慮を実施した 新入生対象
8月	オープンキャンパス相談	
9月	後期講義 授業配慮事前依頼文の作成 島根大学全学教職員研修 e-ラーニングの開始 －島根大学の障がい学生支援について－	
10月	後期講義 授業配慮依頼文の送付	
12月	令和4年度年報発行	
1月	生物資源科学部FD	

※ 修学支援申請に係る業務及び入試事前相談への対応協議については、年間を通じて実施している。

14. 支援機器等一覧

機器等名	整備時期	台数	主として使用する障害の種別	用途、使用方法等	備考
FM補聴システム一式 (マイク、受信機)	平成26年度	1	視覚障がい、 聴覚障がい	・授業の際、使用する。 ・FM補聴システム一式（マイク、受信器）	障がい学生支援室
ビデオ視聴機器	平成28年度	1	発達障がい等	・授業に出席できない学生が、授業をビデオ撮影したものを支援室で視聴する。	障がい学生支援室
休憩用ベッド	//	2	肢体不自由		人間科学部休憩室
診察台	//	2	肢体不自由		人間科学部休憩室
車イス	平成29年度	1	肢体不自由	・障がい学生支援室備品として。講義実習等でも使用する。	障がい学生支援室
救護担架	//	3	緊急対応		法文学部，教養1・2号館
UDトーク (一式)	平成30年度	1	聴覚障がい	・授業に使用。主に講義の際の教員の発言内容を文字化する。	障がい学生支援室
車イス	令和元年度	1	肢体不自由	・障がい学生支援室備品として。講義実習等でも使用する。	障がい学生支援室
白杖	//	18	視覚障がい		障がい学生支援室
車イス用机	//	6	肢体不自由	・車イスの学生が授業等を受ける際に使用する。	医学部に配置
UDトーク (一式)	//	2	聴覚障がい	・授業に使用。主に講義の際の教員の発言内容を文字化する。	障がい学生支援室 (医学部キャンパス用)
車イス	令和2年度	1	肢体不自由	・障がい学生支援室備品として。講義実習等でも使用する。	障がい学生支援室
UDトーク (一式)	//	2	聴覚障がい	・授業に使用。主に講義の際の教員の発言内容を文字化する。	障がい学生支援室
車イス	令和3年度	3	肢体不自由	・障がい学生支援室備品として。講義実習等でも使用する。	障がい学生支援室
車イス	//	1	肢体不自由	・車イスの学生が授業等を受ける際に使用する。寝台型としても利用可能。	障がい学生支援室
電子メモパッド 筆談ボード	令和5年度	2	聴覚障がい	・障がい学生支援室備品として。講義実習等でも使用する。	障がい学生支援室

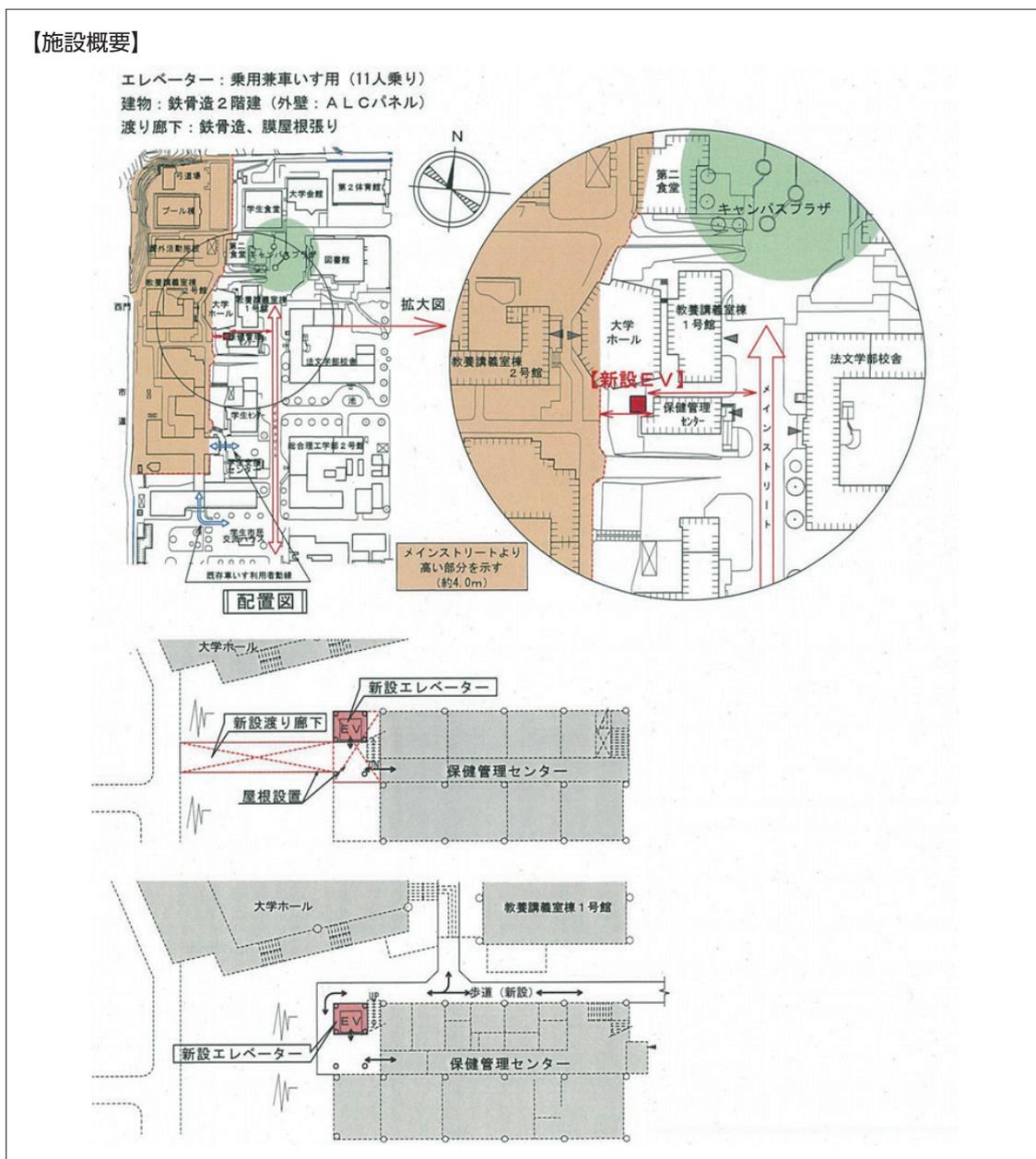
※ 本表は、島根大学における障がい学生の学習機会への参加を保障・確保するための支援機器等の整備状況について記載したものである。(消耗品を除く。)

15. ユニバーサルデザイン

(1) エレベーターの設置

川津キャンパス北西側は、正面玄関から続くメインストリートより約4m敷地が高くなっており、そこにある教養講義室棟2号館、大学ホール及び人間科学部の玄関などへは、急勾配（12%）の坂や教育学部棟内の階段・エレベーターを使用しなければならず、車いす利用者などの自由な往来の妨げとなっていた。

これを解消するため、保健管理センター西側にエレベーター及び渡り廊下が平成30年3月に設置された。



バリアフリー施し 車いすでも便利に

島根大の人間科学部棟

島根大(松江市西川津町)がこのほど、バリアフリー設備を設けた。坂の上にある人間科学部棟に向かうエレベーターと、屋根付きの渡り廊下を整備。足の不自由な学生らが学びやすい環境になった。

障害者が利用しやすい施設の整備を義務付けた、2016年4月施行の障害者差別解消法を受けた措置。人間科学部棟に向かう坂は高低差が約4.5メートル、長さは約35メートルあり、車いすを使う学

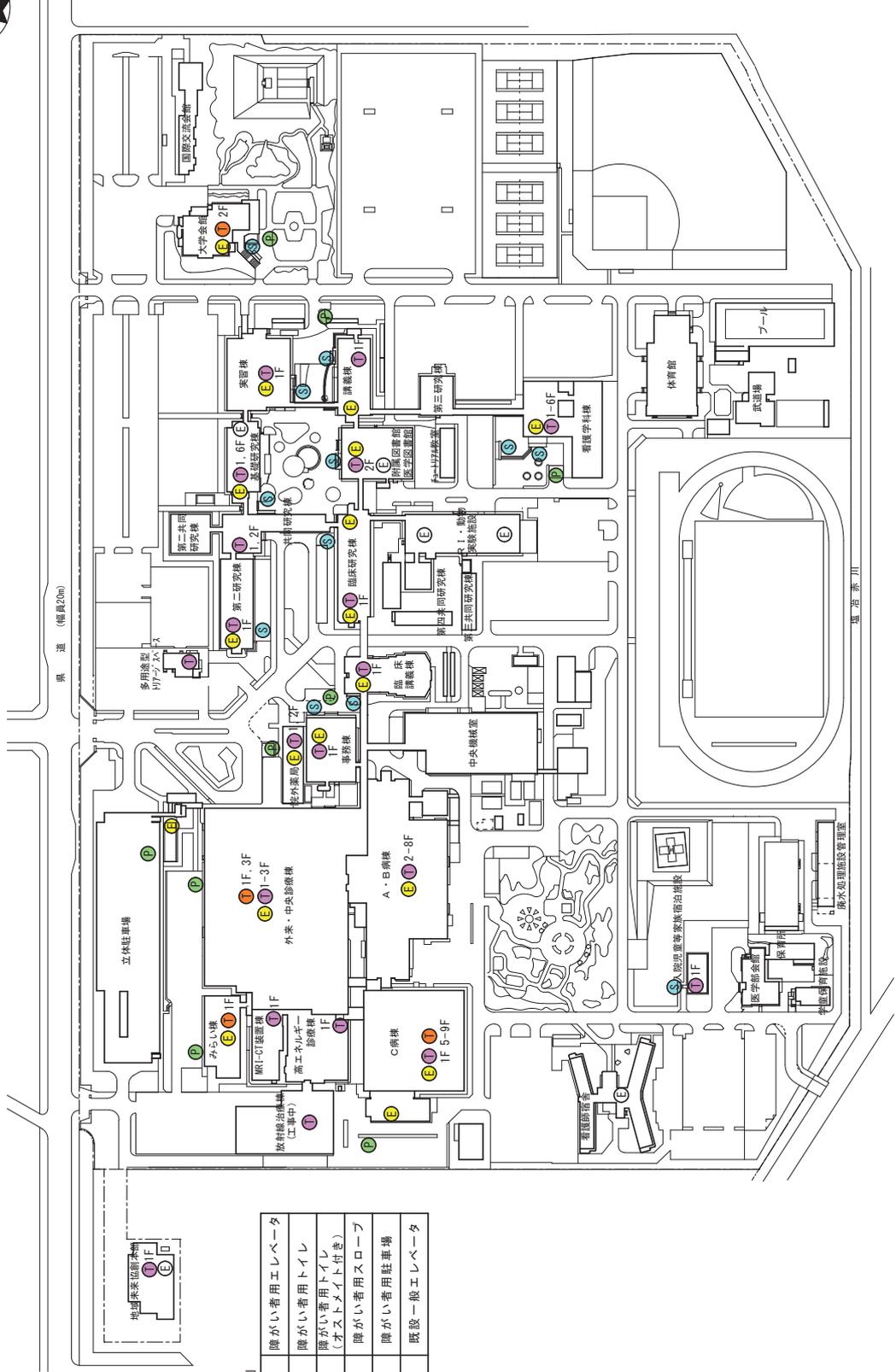
生らは不便を強いられていた。総事業費は約3500万円。

エレベーターには、車いす1台と付添人2人程度が同時に乗れる。長さ12.5メートルの渡り廊下は、車いすが容易に通れるよう1.7メートルの幅を確保した。

完成式で荒瀬栄副学長(68)は「今後も誰もが使いやすい環境を整備したい」とあいさつし、テープカットで祝った。電動車いすを利用する人間科学部福祉社会コース2年の藤原歩未さん(19)は「毎日坂を上り下りしていただけて便利だ」と話した。(吉和隆宏)



バリアフリーMAP



凡 例

E	障がい者用エレベータ
T	障がい者用トイレ
T	障がい者用トイレ (オストメイト付き)
S	障がい者用スロープ
P	障がい者用駐車場
E	既設一般エレベータ

| 参 | 考 | 资 | 料 |

基本方針・規則等

島根大学では、下記のとおり基本方針や規則等を定めています。

- ・障がいのある学生への支援に関する基本方針
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項
- ・障がいのある学生の修学支援に関する要項
- ・障がい学生修学支援委員会要項
- ・教育・学生支援本部障がい学生支援室規則

詳細についてはホームページをご参照ください。

<https://www.disability.shimane-u.ac.jp/policy/>
(島根大学障がい学生支援室 基本方針 (規則等))



参考資料2

別紙様式1

島根大学入試受験相談書

		申請日		年	月	日	
志願者	ふりがな		性別	生	年	月	日
	氏名		男・女		年	月	日
	住所 連絡先	〒 — (TEL — —)					
志願者の保護者等	ふりがな	志願者との続柄					
	氏名						
	住所 連絡先	〒 — (TEL — —) (携帯 — —)					
出身学校	学校 年 月 日卒業・卒業見込						
志願学部等	入試区分	志願学部等は、出願を予定されている入試区分全てについて記入してください。					
		前期日程	学部	学科・課程	専攻		
		後期日程	学部	学科・課程	専攻		
		その他 ()	学部	学科・課程	専攻		
障がいの種類、 程度	障害者手帳の写し又は医師の診断書の写し等を添付してください。						
受験上配慮を 希望する事項							
修学上配慮を 希望する事項							
出身学校で なされていた配慮							
日常生活の状況							

申請者名	高等学校名・担当教員名または保護者氏名		(印)
	〒 —	住所：	
	TEL — —		

※申請者名：志願者が卒業見込み者の場合は、原則として在籍高校の担当教員が記入するものとします。

島根大学入試受験相談書

申請日 年 月 日

志願者	ふりがな		性別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	住 所 連 絡 先	〒 - (TEL - -)		
志願者の保護者等	ふりがな	志願者との続柄		
	氏 名			
	住 所 連 絡 先	〒 - (TEL - -) (携帯 - -)		
出身大学等	大学 学部 (研究科) 学科 (専攻) 年 月 日 卒業(修了)/卒業(修了)見込/単位取得退学 (指導教員氏名 : TEL - -)			
志願研究科等	大学院 研究科 (課程) 専攻			
障がいの種類, 程度	障害者手帳の写し又は医師の診断書の写し等を添付してください。			
受験上配慮を希望する事項				
修学上配慮を希望する事項				
出身大学等でなされていた配慮				
日常生活の状況				

申請者名	印
------	---

島根大学入試受験相談書

申請日 年 月 日

志願者	ふりがな		性別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	住 所 連 絡 先	〒 - (TEL - -)		
志願者の保護者等	ふりがな	志願者との続柄		
	氏 名			
	住 所 連 絡 先	〒 - (TEL - -) (携帯 - -)		
出身学校等	学校名		修学状況	
	国立	大学 学部 学科	昭和・平成 年 月 卒業・卒業見込	
	公立		年次 在学・退学	
	私立	短期大学 専門学校	学部 学科	昭和・平成 年 月 卒業・卒業見込
志願学部等	学部	学科・課程	専攻	
障がいの種類, 程度	障害者手帳の写し又は医師の診断書の写し等を添付してください。			
受験上配慮を 希望する事項				
修学上配慮を 希望する事項				
出身大学等で なされていた配慮				
日常生活の状況				

申請者名	Ⓜ
------	---

参考資料5

別紙様式3

修学支援申請書

年 月 日

島根大学長 殿

学生番号

学部・研究科

学科・課程・専攻等

ふりがな
氏名

㊞

修学に関する個別支援を講じていただきたいので、関連情報を添えて申請します。
なお、併せて支援を講じるにあたり、この情報等を基に「修学支援計画」を作成することを承諾します。

1 本人情報・緊急連絡先

住民票所在地 ・ 現住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
	<input type="checkbox"/> 別地 (都・道・府・県 市・町・村) 〒 (-)
緊急連絡方法 (電話・メールアドレス等)	

2 保護者の緊急連絡先

保護者の緊急連絡先	
-----------	--

3 指導教員情報

※入学時と変更のない場合は記入の必要はありません。

氏名	
所属学部・研究科等	

*関係書類として、障がいに関する診断書等、もしくは障がい者手帳の写しを添付してください。

<本人情報>

●障がい者手帳・診断等

障がい者手帳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得予定
手帳番号	都・道・府・県 号
障がい種別	<input type="checkbox"/> 聴覚障がい <input type="checkbox"/> 視覚障がい <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱 <input type="checkbox"/> 発達障がい <input type="checkbox"/> 精神障がい <input type="checkbox"/> その他 ()
医師による障がいの診断	<input type="checkbox"/> あり (診断名:) (病院名:) (病院所在地:) <input type="checkbox"/> なし
障がいに関する特記事項	

参考資料6

別紙様式4

年 月 日

(住所)

(フリガナ)

(氏名)

殿

島根大学長



島根大学入試受験相談回答書

年 月 日付で相談のありました受験上及び修学上配慮を希望する事項について、
次のとおり回答します。

1 志願（予定）者氏名及び志願学部(研究科), 学科(専攻)

志願予定者氏名	志願学部, 学科	選抜区分

2 受験上配慮を希望する事項

希望する事項	希望する事項に対する措置

3 修学上配慮を希望する事項

希望する事項	希望する事項に対する措置

4 その他

出願時にこの回答書の写しを必ず添付してください。

担当者：

参考資料7

別紙様式5

年 月 日

(学生番号 (受験番号))

(フリガナ)

(氏名) 殿

島根大学長



修学支援決定通知書

年 月 日付で申請のありました修学等で配慮を希望する事項について、次のとおり決定しましたので通知します。なお、今後内容に変更が生じたときは、再度申請書を提出してください。

大学生活で希望する支援

希望する事項	希望する事項に対する措置

担当者：

参考資料8

配慮依頼例文
(所属学部長等あて)

令和 年 月 日

〇〇学部（研究科）長 殿

島根大学長

修学支援の決定について（通知）

貴学部（研究科）所属の下記学生について、別添のとおり（省略）修学支援を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

なお、支援の実施にあたっては、教育・学生支援本部障がい学生支援室から、必要に応じて、授業担当教員および指導教員にご協力をお願いしますので、この旨お含みおき下さい。

記

【学生氏名等】

所 属：〇〇学部 〇〇学科

学生番号：

氏 名：

令和 年 月 日

授業担当教員 殿

教育・学生支援担当副学長

〇〇学部長

学生への特別配慮について（依頼）

平素より、障がいのある学生の支援につきまして、ご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、今回、下記の学生が令和〇年度前期に先生が担当される授業を受講しておりますが、当該学生には障がいがあり、下記の内容で授業における特別配慮を行うことを、令和 年 月 日付けで島根大学長が決定し、本人に通知しております。

つきましては、ご配慮をどうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学生氏名等

学部・学科等名	学生番号	氏名
---------	------	----

2 本学生の障がい程度

3 ご配慮いただきたい点

- 本人は特定疾病のため体調不良をきたすことがあります。その際、怠学によって授業を欠席しているのではなく、やむを得ず欠席しなければならない状況にあることにご配慮いただき、時期を調整のうえ補講を行う、代替の課題（レポート等）を課す、再試験を実施するなどの対応をとっていただきますようお願いいたします。

また、課題の提出期限や再試験の実施時期についても、本人の体調に留意し、適切な配慮をよろしくお願いいたします。

- 授業内容や試験対応について、授業終了時やオフィスアワーに先生に質問に伺わせていただいた際には、対応していただきますようお願いいたします。また、質問や相談がしやすいようにこまめに声をかけていただくなど、ご配慮ください。

■ 定期試験等については、別添の「障がいのある学生に対する履修及び単位認定等における特別措置に関する申合せ」（省略）を参考にしてください。

■ その他、必要な対応

上記の内容に限らず、今後学生生活を送る中で当該学生より何らかの意見や要望が出されるかと思えます。その際にはあらためてご連絡を差し上げます。

また、当該学生への対応についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

※なお、これらの情報は、島根大学教職員（非常勤職員、臨時的任用職員等を含む）にとって、守秘義務の対象となる個人情報です。取り扱いには十分にご留意ください。

※この依頼については、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年島大規則第83号）に則り行っております。規則を確認したい方は、島根大学障がい学生支援室HP▶基本方針（規則等）をご参照ください。<https://www.disability.shimane-u.ac.jp/policy/>

連絡先

障がい学生支援室 職名 氏名
(内線番号) メールアドレス

**令和5年度 島根大学障がい学生支援室年報
第8号**

発行日 令和6年12月
編集・発行 島根大学教育・学生支援本部障がい学生支援室
連絡先 〒690-8504 島根県松江市西川津町1,060
TEL：0852-32-9770
ホームページ <https://www.disability.shimane-u.ac.jp/>
印刷 有限会社 木次印刷

